

令和 7 年度山口支部事業報告について



令和 8 年 7 月 1 3 日
全国健康保険協会山口支部

基盤的保險者機能関係

サービス水準の向上

- K P I : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- 業務の進捗状況に応じ、確認者の処理件数、所要時間を踏まえた業務体制等を構築し効率的で遅滞のない処理を実施した。
- 日々のミーティングで業務の進捗状況を確認し、効率的な事務処理を行った結果サービススタンダードの達成状況は100%、平均所要日数は4.85日となった。
- 電話・窓口対応時に郵送での申請案内や返信用封筒の活用等により郵送化を推進した。また、令和8年1月から始まった電子申請についても広報誌、メルマガ等で広報を行った。

■課題

- 業務量の多寡や優先度に応じて柔軟に対応するための業務処理体制の強化
- 電子申請利用率の向上

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施する。
- 業務量の多寡や優先度に対応するため、効率的な事務処理体制の強化と意識改革を徹底する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から広報誌、メルマガ等で電子申請の広報に取り組む。

() は全国平均

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① サービス スタン ダード	100% (99.99%)	100% (99.99%)	100% (100%)	100% (99.99%)
② 平均所要 日数	6.81日 (8.14日)	5.34日 (6.19日)	4.96日 (5.63日)	4.85日 (5.50日)
③ 窓口での 受付率	5.7% (4.3%)	6.5% (4.4%)	6.5% (4.2%)	6.2% (4.0%)

※サービススタンダードとは、傷病手当金、出産手当金等の現金給付について、申請受付から支給までの所要日数を10営業日としていることである。

※平均所要日数は、上記申請書の支給までに要した日数である。

レセプト点検の精度向上

- K P I : ① 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- システム点検の効率化
 - ・ 抽出条件のメンテナンスの実施
 - ・ 効果的な勉強会や外部講師研修の実施
- 点検員の点検スキルの向上
 - ・ 点検員との面談において高額レセプトの点検状況及び課題を確認し、再審査レセプト1件当たりの査定金額を向上
 - ・ 外部講師による研修を通じて、高点数レセプトにおける査定事例を学習し、点検スキルを向上
- 支払基金の審査基準の支部間差異の解消
 - ・ 支払基金との協議充実を通じた審査基準の支部間差異の解消を求めた

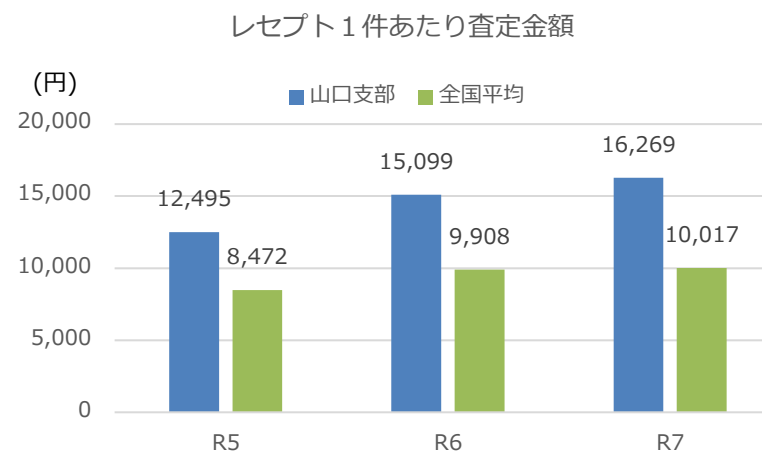
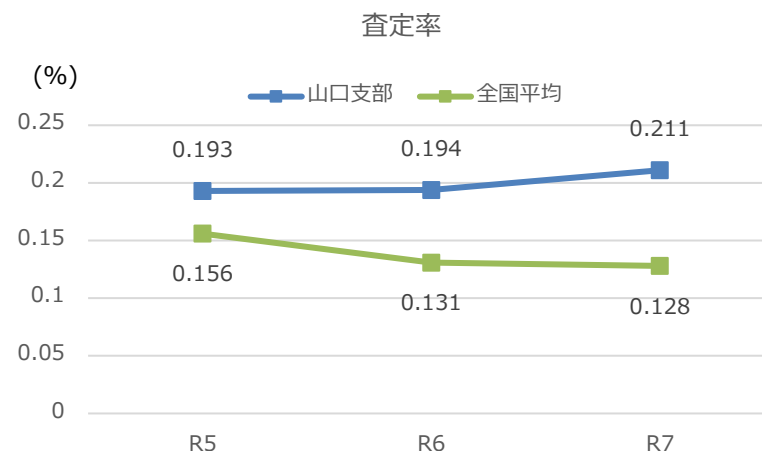
■課題

- 高点数レセプトの点検スキルの向上
- 支払基金の審査基準の支部間差異の解消

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- システム点検の効率化
 - ・ 抽出条件のメンテナンスの実施
 - ・ 他支部の査定事例の活用
- 高点数レセプトの点検スキルの向上
 - ・ 点検員との面談において高額レセプトの点検状況及び課題を確認し、再審査レセプト1件当たりの査定金額を向上
 - ・ 外部講師による研修を通じて、高点数レセプトにおける査定事例を学習し、点検スキルを向上
- 支払基金の審査基準の支部間差異の解消
 - ・ 支払基金との協議充実を通じた審査基準の支部間差異の解消を求める



債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

■ K P I : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- 保険者間調整の推進
- 債務者に対する電話催告等の実施
- マイナ保険証の利用勧奨の広報の実施
- 弁護士名による催告の実施
- 法的手続きの実施

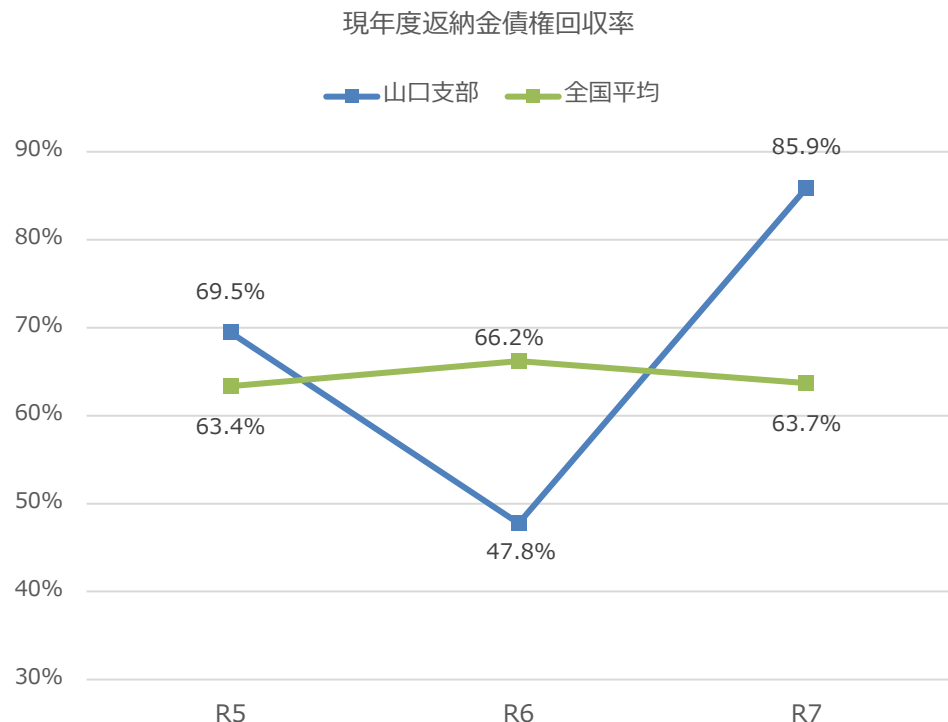
■課題

- 連絡先不明債権の回収
- 遡及資格喪失による債権の回収

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 保険者間調整の利用勧奨の実施
- マイナ保険証の利用勧奨の広報
- 弁護士名による催告の実施
- 法的手続きの実施
- 連絡先不明債権の調査
- 遡及資格喪失による債権の回収



戦略的保険者機能関係

特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- K P I : ① 生活習慣病予防健診実施率を61.2%以上とする
② 事業者健診データ取得率を13.6%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を32.9%以上とする

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- 新規適用事業所や経年的未受診事業所等への受診勧奨は継続実施し、以下の事業を追加
 - ・ 人間ドック健診の補助開始（令和8年度～）に伴う健診機関へのヒアリング及び加入者への周知
※令和8年度、13機関が人間ドック健診対応
 - ・ 生活習慣病予防健診閑散期の実施数向上に対するインセンティブ事業
※17機関が参加し、8機関で1,200件の増加
 - ・ 健診機関が不足している地域等での協会けんぽ主催の集団健診の強化（被保険者）
- 事業者健診（労安法に基づく定期健診）結果データの提出勧奨
- 無料オプションを追加した被扶養者向けの集団健診の強化
 - ・ 全会場での無料オプション検査（眼底検査）の実施、宿泊施設等を会場とした健診の実施
 - ・ 医療併設型の健診機関（病院等）と連携した無料オプション検査付健診受診キャンペーンの実施

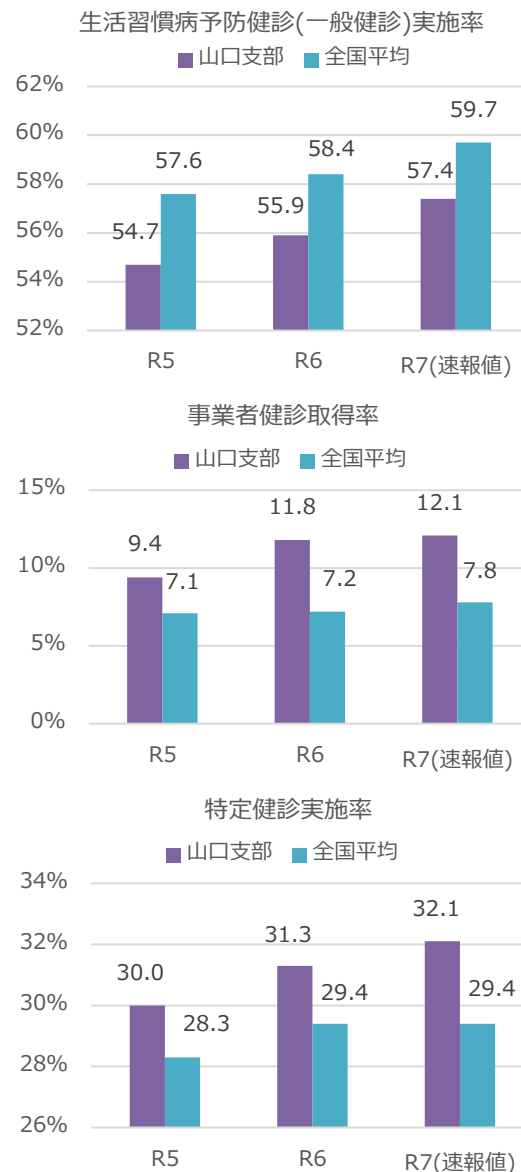
■課題

- 健診機関側のキャパシティ(受入枠)及び人材（消化器系及び診察医師等）不足
- 事業者健診受診機関の変更等により健診結果の取得ができず、取得件数が増加しない
- 令和9年度からの被扶養者の健診拡充に向けた体制構築及び加入者への周知

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 新規適用事業所や経年的未受診事業所等への受診勧奨は継続実施し、以下の事業を追加
 - ・ 人間ドック健診の補助機関の拡大及び令和9年度からの被扶養者の健診拡充に向けた健診機関へのヒアリング
- 事業者健診結果データ等の提出勧奨（外部委託）
 - ・ 過去にデータ提供契約機関で受診していた事業所の受診先等の再確認
- 被扶養者の特定健診についてニーズに沿った集団健診の実施
 - ・ 無料オプション検査(眼底検査、骨粗しょう症検診)の追加
 - ・ 市町のがん検診と特定健診の同時実施に関して、令和9年度からの健診拡充を踏まえた調整と被扶養者への周知



特定保健指導の実施率及び質の向上

- K P I : ① 被保険者の特定保健指導実施率を22.5%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を22.3%以上とする

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- 「スマホアプリ」を活用した国の実証事業（効果的、効率的な継続支援業務の実施）
※ 国からの委託を受けた事業者からは、一定の効果は見られたものの、対象者のIT許容度等、対象者の属性に応じた対応が重要であり、選択肢の一つとして、より対象者と指導者双方の入力負荷等を軽減する機能の構築が必要との報告
- 特定保健指導対象者への案内（特定保健指導者等による文書及び電話勧奨）
- 健診機関による健診当日の特定保健指導の実施
- 特定保健指導専門機関を活用した案内及び指導の実施（ICTの活用）
- 前年特定保健指導該当者の健診前通知
※ 効果検証の結果、通知した場合と通知しなかった場合では明確な差異は見られなかった。ただし、動機付け支援対象者や年齢が若い層では一定の効果が見受けられたため、対象者を絞って今年度は事業を実施。

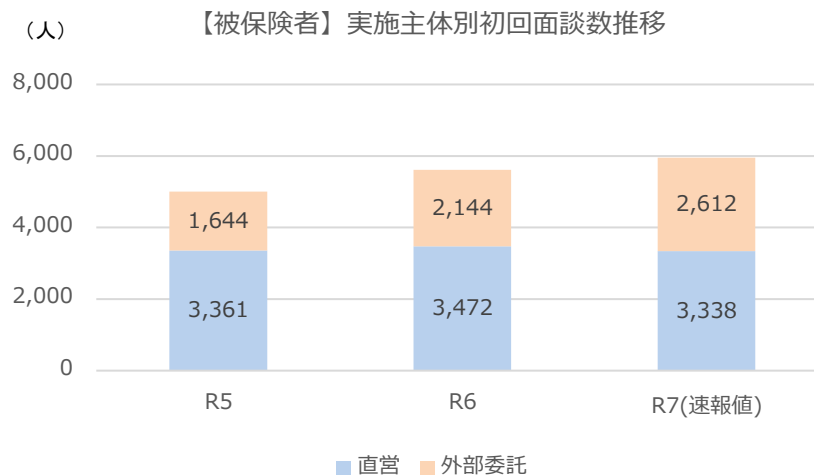
■課題

- 特定保健指導専門機関の初回面談数は増加したが、健診当日に特定保健指導を実施できる健診・指導機関が少ない。
- 保健師・管理栄養士による特定保健指導を利用していただくことにより、セルフケア能力の向上を期待するところだが、経年利用者が多く、特定保健指導対象者数の減少に結びついていない。

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 特定保健指導対象者への案内（文書及び電話勧奨）
- 人間ドック健診を踏まえた健診機関による健診当日の特定保健指導の更なる推進
- 健診保健指導機関とのネットワーク強化（指導機関担当者参加の研修会（意見交換会）の実施）及び研修会を通じて好事例の共有による特定保健指導実施件数の拡大と質の向上
- 特定保健指導専門機関を活用した案内及び指導の実施（ICTの活用）
- 前年特定保健指導該当者の健診前通知



【特定保健指導実施率推移】

		R 5	R 6	R 7
被保険者	実績評価者数	4,242人	4,266人	4,862人
	実績評価率	19.2%	17.4%	20.4%
被扶養者	実績評価者数	206人	141人	180人
	実績評価率	19.3%	12.8%	17.0%

■ K P I : 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

令和7年度の主な取組内容と課題

■ 主な取組内容

- 受診勧奨通知の実施（1次勧奨：本部一括 2次勧奨：支部）
- 令和7年度健診結果分から「胸部X線検査」が追加
- 事業主への未治療者の受診勧奨依頼（労働局・県との三者連名）

■ 課題

- 受診者の中で、毎年勧奨通知の対象となっている者が一定数（2年以上連続該当者は約4割）存在しており、より一層、取組を強化していく必要がある。

令和8年度の主な取組内容

■ 主な取組内容

- 受診勧奨通知の実施（1次勧奨：本部一括 2次勧奨：支部）
- 事業主への未治療者の受診勧奨依頼文書の送付
- 本部一括での1次勧奨前に、支部からの受診勧奨を実施
- 生活習慣病予防健診実施機関による健診結果通知時での受診勧奨

【山口支部：医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率】

健診	①受診勧奨基準 値該当者数	②受診者数	③受診率	④全国	KPI参照年度
R5年度分	13,908	4,513	32.4%	33.8%	R6年度
R6年度分	14,486	4,666	32.2%	34.2%	R7年度
R7年度分(11月健診分まで)	7,081	-	-	-	R8年度

② 医療機関への受診者数（健診受診後、10か月以内）

③ ②/①

* R4年度分から、LDLコレステロール高値が追加

* R6年度分から、事業者健診結果、特定健診結果分も追加

【山口支部：受診勧奨項目基準該当者数・率（R7年度11月健診分まで）】

該当検査項目	①該当者数	再掲) 生活習慣病予防健診受診者分		
		②該当者数	③連続該当者数	③/②
1：血圧のみ	2,715	2,309	913	39.5%
2：血糖のみ	947	855	432	50.5%
3：血圧と血糖の両方	230	209	136	65.1%
4：ＬＤＬのみ	2,780	2,329	944	40.5%
5：血圧とＬＤＬの両方	239	202	130	64.4%
6：血糖とＬＤＬの両方	128	116	77	66.4%
7：血圧、血糖、ＬＤＬの3項目	42	36	24	66.7%
合計	7,081	6,056	2,656	43.9%
該当検査項目	①該当者数	再掲) 生活習慣病予防健診受診者分		
		②要治療者数	③要精密検査者数	
胸部X線	1,040	87	953	

■ K P I : 健康宣言事業所数を1,600事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

令和7年度の主な取組内容と課題

■ 主な取組内容

- 健康宣言事業所拡大に向けた勧奨
 - ・ 未宣言事業所に対する勧奨（300件/月）
 - ・ 新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨
 - ・ 各種関係団体と連携した健康宣言事業の勧奨
- 健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施
 - ・ 企業健康カルテの配付（平均血圧値の掲載追加）
 - ・ 歯科健診の費用補助の実施
 - ・ 健康づくり出前講座（メンタルヘルス・食事や栄養等）
 - ・ 健康パンフレットの無料配付

■ 課題

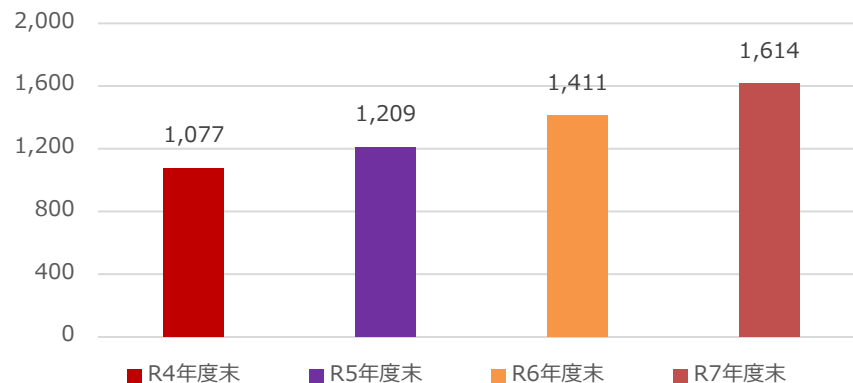
- 健康経営の拡大に取り組む関係団体との連携の強化
- 健康経営に取り組む企業のニーズに対応したフォローアップの充実

令和8年度の主な取組内容

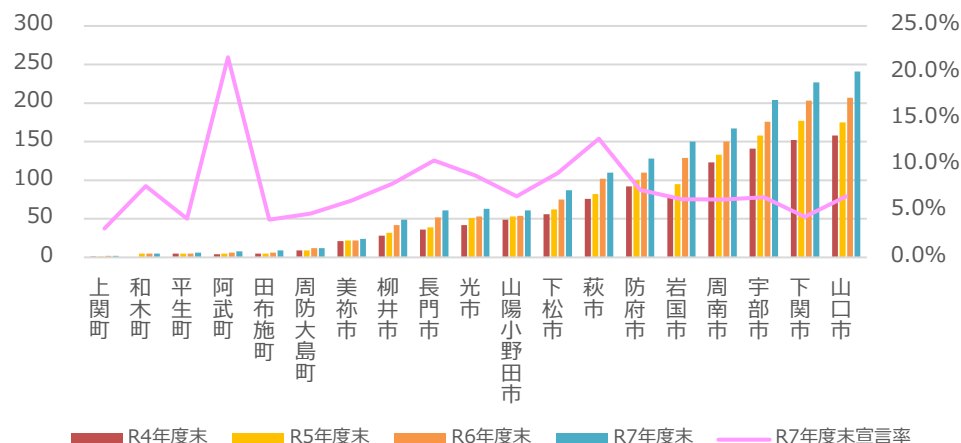
■ 主な取組内容

- 健康宣言事業所拡大に向けた勧奨
 - ・ 未宣言事業所に対する勧奨（250件/月）
 - ・ 新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨
 - ・ 地域職域（圏域ごと）での取組に併せて健康宣言事業の勧奨
- 健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施
 - ・ 企業健康カルテの配付
 - ・ 健康パンフレットの無料配付
 - ・ 無料～500円の歯科健診の実施
 - ・ 健康づくり出前講座（メンタルヘルス・食事や栄養等）
 - ・ 他事業所の取組内容等の紹介や事業所訪問等でのニーズ確認

健康宣言事業所数



市町別健康宣言事業所数の推移及び宣言率



ジェネリック医薬品等の使用促進

- K P I : ① ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
（※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
② バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する

令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- ジェネリック医薬品等の使用促進として、協会けんぽ全支部において、バイオシミラーの使用促進の取組を開始した。山口支部ではレセプトデータの分析資料をもとに、山口県薬務課と共同で5つの医療機関を訪問し意見交換を行った。
- いずれの医療機関も積極的にバイオシミラーの採用をすすめる方針ではあるが、医薬品の供給不安や適応症の違い、先行品とバイオシミラーのデバイスの違いによって患者に不安感があるなど、様々な課題がわかった。
- 令和8年2月に山口県薬務課が主催する「令和7年度医療関係者向けバイオシミラー講習会」にて、厚労省、日本ジェネリック製薬協会、福岡大学薬学部教授の講演と併せて、協会けんぽからは「バイオシミラーの使用促進における協会けんぽの取組」を説明した。

■課題

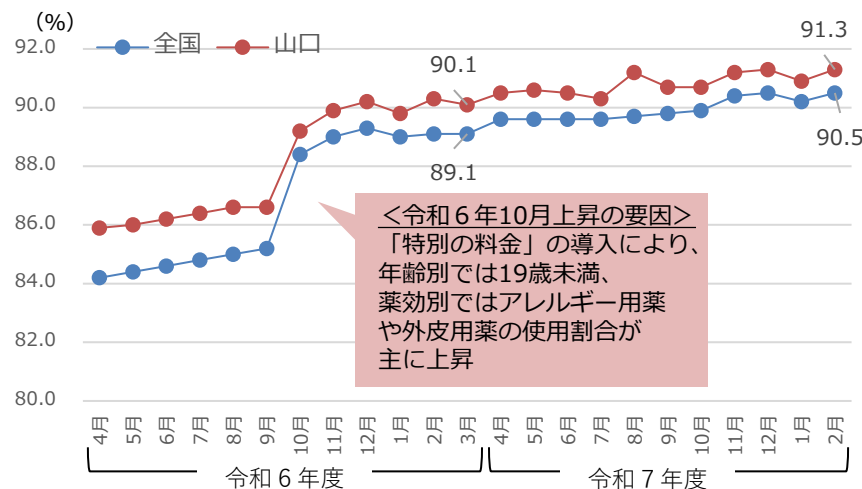
- ジェネリック医薬品等の使用促進を図るため、更なる取組を実施する。
- 新たな取組として、地域フォーミュラの導入状況等を踏まえた検討を行う。

令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 「特別の料金」について、令和8年6月からジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差の4分の1から2分の1へ引き上がるなど、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を実施する。
- バイオシミラーに関するレセプトデータの分析をもとに、新たな医療機関との意見交換を実施する。
- 山口県と共同で、地域フォーミュラの導入状況等を踏まえた検討を行う。

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）の推移



参考：バイオシミラーとは

- ・ 先行バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬で、先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性を有するジェネリック医薬品です。例えば、糖尿病の治療薬であるインスリンや悪性リンパ腫の治療で使用するリツキシマブ点滴静注などがあげられます。



参考：地域フォーミュラとは

- ・ 地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が記載されている地域における医薬品集及びその使用方針のことをいいます。これにより地域医療の均一化による医療の質の向上や薬剤費の適正化に寄与します。

広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- K P I : ① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を68.0%以上とする
② SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
③ 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

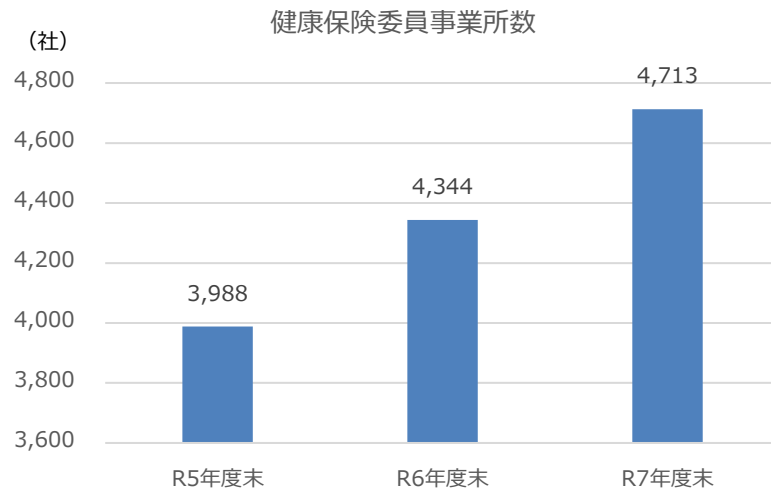
令和7年度の主な取組内容と課題

■主な取組内容

- 毎月、健康保険委員の委嘱勧奨を実施し、479名を新規委嘱することで、KPIを達成することができた。（令和7年度末 4,713社）
- 健康保険委員に制度の理解を深めていただくため、年に3回の「健康保険委員だより」の発行、月に2回のLINEの発行、健康保険委員功労表彰式及び研修会（令和7年11月）を開催した。
- 広報活動においては、健康保険証からマイナ保険証への切り替え（令和7年12月～）、電子申請の開始（令和8年1月～）、令和8年度保険料率・人間ドック健診等（令和8年4月～）を重点的に広報する主なテーマとし、加入事業所、健康保険委員に加えて、商工会議所、社会保険労務士会等の関係団体にご協力いただき、幅広い広報を実施した。

■課題

- 健康保険委員の更なる拡大を図り、制度の理解を深めていただくよう取り組む。
- 電子申請やマイナ保険証の利用促進を図るため、更なる周知広報を実施する。



令和8年度の主な取組内容

■主な取組内容

- 引き続き、健康保険委員の文書勧奨を毎月行うことや、健康保険委員を委嘱していない事業所への訪問勧奨を実施する。
- 健康保険委員向けの「健康保険委員だより」は年3回から年4回とし、時期に合わせた内容を広報する。また、令和8年度においても、健康保険委員功労表彰式及び研修会を開催する。
- 令和8年度の広報活動については、特に電子申請やマイナ保険証の利用促進、令和9年度の被扶養者の健診拡大、令和9年度保険料率等について重点的に広報する。
- 加えて、健康保険委員事業所等に訪問して、広報物の活用状況の調査を行い、電子申請やマイナ保険証の利用促進を行う。

参考：健康保険委員とは

- ・ 協会けんぽの健康保険事業について、事業主・加入者の協力による事業の推進を図るため、広報・相談・保健事業の一層の推進・モニター等に協力いただく被保険者を健康保険委員として委嘱している。
- ・ 健康保険委員は事業主・加入者と協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただくため、健康保険事業の理解を高めるための啓発を行い、健康保険事業に関する被保険者からの相談や、被保険者への助言等を行っていただく。

総括

令和7年度山口支部のKPI一覧表

具体的な施策	令和7年度 山口支部 KPI	山口(R7実績)	山口(R6実績)	参考: 全国(R7実績)
基盤的保険者機能関係				
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100% とする	○ 100%	○ 100%	100%
	② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する	○ 4.85日	－ 4.96日	5.50日
	③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を 対前年度以下 とする	○ 6.2%	－ 6.5%	4.0%
レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率(※)について 前年度以上 とする (※)査定率＝協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額	○ 0.211%	○ 0.194%	0.128%
	② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を 前年度以上 とする	○ 16,269円	○ 15,099円	10,017円
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を 前年度以上 とする	○ 85.90%	× 47.76%	63.70%
戦略的保険者機能関係				
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を 61.2%以上 とする	× 57.4%	△ 55.9%	59.7%
	② 事業者健診データ取得率を 13.6%以上 とする	× 12.1%	× 11.8%	7.8%
	③ 被扶養者の特定健診実施率を 32.9%以上 とする	△ 32.1%	△ 31.3%	29.4%
特定保健指導実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 22.5%以上 とする	× 20.4%	× 17.4%	21.7%
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を 22.3%以上 とする	× 17.0%	× 12.8%	19.9%
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を 対前年度以上 とする (※)令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	△ 32.2%	－ 32.4%	34.2%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 1,600事業所(※)以上 とする (※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	○ 1,614社	○ 1,411社	115,407社
ジェネリック医薬品等の使用促進	① ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※)を年度末時点で 90.1%以上 とする (※)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	○ 91.3% (R8.2時点)	○ 90.1%	90.5% (R8.2時点)
	② バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	○ 実施	－	－
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 68.0%以上 とする	○ 68.4%	○ 67.6%	55.4%
	② SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う	○ 実施	－	実施
	③ 健康保険委員の委嘱事業所数を 前年度以上 とする	○ 4,713社	○ 4,344社	346,949社
組織・運営体制関係				
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 15%以下 とする	○ 0%	○ 0%	14.1%

※実績の「○」は達成、「△」は概ね達成、「×」は未達成。

※「山口(R6実績)」に実績の記載があり、かつ「－」と記載している指標については、令和7年度KPI指標を変更したことに伴い令和6年度の数値を再抽出していることから、令和6年度の評価ができないため「－」と記載している。

- 令和7年度山口支部の重要業績評価指標（KPI）について、19項目のうち、13項目を達成、2項目を概ね達成することができたが、4項目について達成することができなかった。
- 令和8年度においては、引き続き、加入者の利益の実現を図るため、以下の内容を重点項目とし、すべての項目が達成できるよう取組を強化する。

令和8年度事業の重点事項

<健診・特定保健指導の拡充>

- 人間ドック健診の実施機関の拡大
- 令和9年度被扶養者の健診拡充に向けた健診機関及び市町との連携
- 人間ドック健診を踏まえた健診機関による健診当日の特定保健指導の更なる推進

<重症化予防>

- 本部一括での1次勧奨前に、支部からの受診勧奨を実施

<その他>

- 支部広報や関係団体を通じた広報として、特に人間ドック健診、令和9年度被扶養者の健診拡充、電子申請について、重点的に広報する